

従業員の軽装化による通年実施について

公開日 令和6年5月1日

趣旨

弊社では、令和5年5月から10月の期間、従業員の服装について[クールビズ]を実施しておりましたが、今後は1年を通して、従業員一人ひとりが気候や温度に応じて働きやすいと感じるクールビズ・ウォームビズを実践する「従業員の軽装勤務の通年化」を令和6年5月1日から実施いたします。

適切な室温管理による省エネルギーの推進や地球温暖化対策に取り組み、業務の効率化、働き方改革の一環として、より働きやすい職場環境の整備を図り、下記のとおり実施いたします。

留意事項を厳守し、取り組んで参りますので、皆様におかれましては、この取り組みに関するご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

取組内容

- 年間を通して、従業員個人の事情に応じたノーネクタイ、ノージャケットやニットウエアなどの軽装による快適で働きやすい服装で勤務します。
※尚、この取り組みは、これまで通りのネクタイ・スーツ等の着用を禁じるものではありません。
- 年間を通して、過度な冷暖房に頼らない室温を管理します。

実施時期

令和6年5月1日以降、年間を通して実施します。

留意事項

- 「ユウワ代表」として品位を失わない節度ある服装とし、お客様に不快感を与えることなく、かつ業務に支障が生じないよう配慮することを前提とします。
- TPO(時・場所・場面)を適切に判断して服装を選択します。

対象者及び実施場所

- 全職員、全施設が対象となります。

お問い合わせ

税理士法人さくら優和パートナーズ

管理本部事務局 広報部

所在地:熊本市西区二本木4丁目9番45号

TEL:096-297-1011/FAX:096-297-1012

